

群馬県老人クラブ連合会 役員等の就任状況

	令和6年度の就任状況（R6.6～）				令和7年度の就任数（R6と同数）				備 考
	理事	評議員	女性委員	広報委員	理事	評議員	女性委員	広報委員	
甘楽郡	1	1	1	1	1	1	1	1	■理事・評議員選任規則 （評議員の選任） 第2条 定款第14条第3項に規定する評議員の選任に伴う推薦は、次によるものとする。 （1）各都市町村老人クラブ連合会長の推薦する女性代表各1名 （2）中毛、西毛、北毛、東毛の4地区からの男性代表各1名、ただし、当面は、4地区区分表の○印の表示順により該当する都市町村老人クラブ連合会長により推薦された者（※）。 （3）前橋市、高崎市の各老人クラブ連合会においては前号の他に同会長の推薦する男性代表者1名。 ※○中毛：前橋市 → 伊勢崎市 → 玉村町 ○西毛：高崎市 → 藤岡市 → 富岡市 → 安中市 → 甘楽郡 → 上野村 → 神流町 ○北毛：沼田市 → 渋川市 → 吾妻郡 → 利根郡 → 榛東村 → 吉岡町 ○東毛：桐生市 → 太田市 → 館林市 → みどり市 → 邑楽郡 （役員の選任） 第3条 定款第30条に規定する理事の選任は、評議員会において次の各号により選定することができるものとする。 （1）各都市町村老人クラブ連合会長、又は同会長の推薦する者。 （2）評議員として推薦された女性代表の中から互選により選出された中毛、西毛、北毛、東毛の4地区を代表する女性代表者各1名。 （3）一般財団法人群馬県老人クラブ連合会事務局長。 ■女性委員選任規則 （女性委員の選任等） 第2条 本会に23名以内の女性委員を置き、各都市老連会長及び単独活動町村老連会長より推薦された者各1名をもってこれに充てる。ただし、前橋市及び高崎市においては、1名を加えた2名の推薦者をもってこれに充てる。
吾妻郡	1	1	1	1	1	1	1	1	
利根郡	2	—	1	1	2	—	1	1	
邑楽郡	1	1	1	1	1	1	1	1	
前橋市	2	1	2	1	2	1	2	1	
高崎市	2	1	2	1	2	1	2	1	
桐生市	1	1	1	1	1	1	1	1	
伊勢崎市	1	2	1	1	1	2	1	1	
太田市	2	—	1	1	2	—	1	1	
沼田市	1	1	1	1	1	1	1	1	
館林市	1	2	1	1	1	2	1	1	
渋川市	1	2	1	1	1	2	1	1	
藤岡市	1	2	1	1	1	2	1	1	
富岡市	1	1	1	1	1	1	1	1	
安中市	1	1	1	1	1	1	1	1	
みどり市	1	1	1	1	1	1	1	1	
玉村町	1	1	1	1	1	1	1	1	
上野村	1	欠員	欠員	欠員	1	欠員	欠員	欠員	
神流町	欠員	1	1	欠員	欠員	1	1	欠員	
榛東村	1	1	1	1	1	1	1	1	
吉岡町	1	1	1	1	1	1	1	1	
事務局・学識	1	2	—	—	1	2	—	—	
計	25	24	22	19	25	24	22	19	